

申請者(来庁者)	申請できる証明書 (申請内容を確認した結果 対応できない場合もあります)	添付書類 (来庁者の本人確認できる書類も必要です)
納税義務者 ※賦課期日(1月1日)現在の所有者	交付可能な証明書すべて	なし ※ただし、本人確認できる書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど)は必要です ※法人名義のものを申請する場合には、法人代表者印を申請書に押印していただくか、法人からの委任状が必要です
納税義務者と 住民票上同一世帯の親族	交付可能な証明書すべて	申請日当日の住民票(写し可)または納税義務者からの委任状 ※一宮市内にお住まいの方は不要です
賦課期日(1月1日)より 後に所有者になった 現在の所有者	資産証明書 評価証明書 公課証明書 評価通知書(登記用)	現在の所有者であることがわかる登記事項証明書 ※証明書は賦課期日(1月1日)時点の所有者名での発行となります
相続人	交付可能な証明書すべて	所有者が死亡していることがわかる戸籍等(写し可) 申請者が相続人とわかる戸籍等(写し可) ※上記の内容が確認できる法定相続情報でも可
代理人	委任状記載のとおり	所有者本人からの委任状(原本) ※賦課期日(1月1日)より後に物件の所有者になっている場合は、現在の所有者であることがわかる登記事項証明書も必要です ※法人の場合は、法人の代表者印が押印された申請書または委任状が必要です ※委任者が相続人の場合は、上記「相続人」欄の戸籍等も必要です ※障害や、疾病等のやむを得ない理由により、委任者本人が委任状の作成をできない場合は「委任状(代筆用)」を使用してください。 ※所有者が認知症等で意思確認ができない場合は、委任状での受付はできませんので、成年後見人等の法定代理人からの委任状が必要です(成年後見人等の選任を証する書面も必要です)
不動産仲介業者 (宅地建物取引業者)	契約書記載のとおり	媒介契約書(原本) ※賦課期日(1月1日)より後に物件の所有者になっている場合は、現在の所有者であることがわかる登記事項証明書も必要です ※必要事項が漏れなく記載されており、有効期限内で特約事項等に証明書の取得の委任があること ※契約期間が延長されている場合には、申請日まで期間が途切れなく更新されていることが確認できる全ての更新契約書(原本)が必要です ※契約物件として別表に記載されている物件以外の対応はできません ※上記の要件を満たしていない場合は、所有者本人からの委任状が必要です
借地人・借家人	評価証明書 公課証明書	賃貸借契約書(原本)、借地借家の権利関係を示す書面 ※当該賃貸借契約対象の物件についての証明書に限ります ※無償(対価の支払いがないもの)の場合は対応できません ※契約書に当該物件の正確な所在地番、家屋番号、所有者の住所氏名の記載がある契約期間内の契約書に限ります ※契約書の期間が満了している場合(自動更新を含む)は、直近の賃借料等を払い込んだことがわかる領収書等が必要です ※上記の書類が添付できない場合には、所有者本人からの委任状が必要です
破産管財人・清算人等の法定代理人	交付可能な証明書すべて	選任を証する書面または商業登記簿謄本
成年後見人	交付可能な証明書すべて	成年後見人であることが確認できる登記事項証明書
競売買受人・競落人	評価証明書 評価通知書(登記用)	売却許可決定または代金納付期限通知書(物件目録を含む) ※競売買受人・競落人が法人の場合は法人からの委任状も必要です
弁護士(使者も含む)	評価証明書	全国統一様式(職印の押印があり、必要事項が漏れなく記載・押印されているもの) ※上記の書類が添付できない場合には、所有者本人からの委任状が必要となります ※訴えの提起、仮差押えの申立て、仮処分の申立て、調停の申立て、借地非訟の申立てのいずれかに該当する場面に限ります ※係争相手の目的物(訴訟物)に限ります ※賦課期日(1月1日)より後に物件の所有者になっている場合は、現在の所有者であることがわかる登記事項証明書も必要です
司法書士(使者も含む)	評価証明書	全国統一様式(職印の押印があり、必要事項が漏れなく記載・押印されているもの) ※上記の書類が添付できない場合には、所有者本人からの委任状が必要となります ※訴えの提起、仮差押えの申立て、仮処分の申立て、調停の申立て、借地非訟の申立てのいずれかに該当する場面に限ります ※係争相手の目的物(訴訟物)に限ります ※賦課期日(1月1日)より後に物件の所有者になっている場合は、現在の所有者であることがわかる登記事項証明書も必要です
司法書士(使者も含む)	評価通知書(登記用)	愛知県司法書士会の職務上請求用紙「固定資産課税台帳等記載事項証明申請書(土地・家屋)」での申請で職印の押印があり必要事項が漏れなく記載・押印されているものに限ります ※未登記家屋については対応できません。 ※上記の書類が添付できない場合には、所有者本人からの委任状が必要となります ※賦課期日(1月1日)より後に物件の所有者になっている場合は、現在の所有者であることがわかる登記事項証明書も必要です
不動産強制競売の申立人	公課証明書	裁判所提出書類一式(当事者目録、請求債権目録、物件目録等)、執行力のある債務名義、登記簿謄本 ※代理人が申請する場合は、包括的委任状が必要です ※上記の書類が添付できない場合には、所有者本人からの委任状が必要です
担保不動産競売の申立人	公課証明書	裁判所提出書類一式(当事者目録、請求債権目録、物件目録等)、担保権・被担保権の確認できる登記簿謄本または抵当権設定契約書 ※代理人が申請する場合は、包括的委任状が必要です ※上記の書類が添付できない場合には、所有者本人からの委任状が必要です